

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 平成 27 年度税制改正要望事項 －

各府省庁の平成 27 年度税制改正要望事項が 8 月末に出揃いました。安倍政権が 6 月に決定した「骨太の方針」を踏まえ、経済産業省においては、数年以内で法人実効税率の 20%台への引き下げを要望する一方で、生産等設備投資促進税制の廃止等の増税策も盛り込まれています。

今回は、各府省庁から公表された「平成 27 年度税制改正要望事項」の主要部分について説明したいと思います。

1. 国土交通省の税制改正要望事項の概要

(1) 住宅資金贈与の非課税枠の延長・拡大

国土交通省は、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一般住宅の場合 500 万円まで、質の高い住宅(一定の省エネ性又は耐震性を満たす住宅)の場合 1,000 万円まで贈与税を非課税とする特例(適用期限平成 26 年 12 月 31 日)について、平成 29 年 12 月 31 日までの間の贈与について期限延長することを要望しました。

なお、非課税枠を最大 3,000 万円まで拡大し、質の高い住宅の範囲に一定のバリアフリー性を満たす住宅、一定の省エネ性を満たす住宅を追加することも盛り込まれています。

住宅の一次取得者層である 30 歳代の 7 割が持家ニーズを有しているものの、実際の持家率は 4 割程度であり、30 歳代の約 3 割が持家を持ちたくても持てない状況となっております。さらに、近年、30 歳代の家計状況は厳しさを増しており、平均年収及び平均貯蓄がほぼ一貫して減少傾向にあります。一方、マンション価格が上昇しているほか、建築工事費に係る物価指数である「建築費指数」が上昇傾向にあるなど、住宅価格は上昇傾向にあり、住宅取得環境は過去と比べ悪化しています。

一方、60 歳以上の高齢者世帯の約 4 分の 1 は 3,000 万円以上、約 3 分の 1 は 2,500 万円以上の貯蓄残高を有しているほか、60 歳以上の高齢者の意識をみると「こどもに財産を残してやりたい」と考えている方が約 6 割存在しているなど贈与ニーズは高いと考えられます。このような高齢者の保有する資産を住宅取得者層に移転させ、現役世代の住宅取得の負担軽減を図り、国民が無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保できる環境を整備することが必要であるため、税制改正において要望されました。

(2) 特定の事業用資産の買換えの特例の延長

長期保有(10 年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率 80%)を認めている現行措置(平成 26 年 12 月 31 日まで)を 3 年 3 ヶ月間延長することを要望しました。

企業の所有する長期保有土地等の事業用資産を活用した設備投資需要を喚起することにより、企業の事業再編の促進、産業空洞化の防止を図るとともに、土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進させることが狙いであります。

現下の土地市場の状況としては、平成 20 年以降の急速な景気後退に伴って地価が大きく下落した後、その下落幅は縮小していますが、平成 26 年地価公示を見ても全国平均では依然として下落しており、いわゆるバブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的に地価が下落していることから、資産デフレからの脱却が必要な状況であるという判断がなされ、税制改正が要望されました。

2. 文部科学省の税制改正要望事項の概要

(1) 教育資金一括贈与の非課税特例の延長及び拡充

文部科学省では、高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子供の教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものであります。当該特例は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの時限措置であります。この拡充・延長等を要望しました。

時限措置である本制度の恒久化を行うとともに、非課税対象範囲の拡大や、利便性向上の観点から領収書の提出や口座開設手続等の簡素化、直系尊属以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税の対象として高齢者世代の保有する資産が移転するよう改正を要望しています。

3. 中小企業庁の税制改正要望事項の概要

(1) 事業承継税制の拡充

全国の経営者の平均年齢は年々上昇しており、今後ますます高齢化の進展による事業承継問題の顕在化が予想されることから、事業承継の円滑化は喫緊の政策課題となっています。

円滑な事業承継を進めるべく、経営者が早期段階から計画的に取り組んでいくという動きが広がっております。株式の生前贈与を検討している企業のうち、約 54%が早い段階から計画的に事業承継をしたいという理由で生前贈与を検討しています。

こうしたことから、経営者の余命が残っている状況で、後継者に経営を承継する事例が、今後はますます出現してくると考えられます。

一方、当該承継を受けた後継者(2代目)が、その後、更に後継者(3代目)に経営を承継する場合、先代が健在である場合には、3代目に譲り渡した時点で、2代目が猶予されていた贈与税について、納税義務が生じることになります。そうすると、2代目から3代目に早期に事業承継をした方が経営の安定的な継続に資する場合であっても、初代が健在であることによって当該事業承継を見送るという事態が生じ、円滑な事業承継ができなくなるおそれがあります。このような背景から、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている方が、一定の要件の下で株式を再贈与した場合に、当該再贈与に係る贈与税に対して贈与税の納税猶予制度が適用できるよう、贈与税の納税猶予制度を拡充する必要があるものとして要望事項に盛り込まれました。

(2) その他の要望事項

中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、法人実効税率引き下げの検討状況を踏まえ、その引き下げを目指しています。

また、地域経済の活性化を期待し、「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる、建物等の取得時における 5 年にわたる 30%の割増償却制度を平成 28 年度末までの 2 年延長とし、認定事業者が土地等の取得等をした場合の固定資産税を 2 分の 1 とするなど新たな軽減措置を要望しています。

4. その他省庁の税制改正要望事項の概要

(1) 厚生労働省:医療に係る消費税の課税のあり方

厚生労働省は、医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得ることとしています。

社会保険診療や介護保険サービスは国民に必要な医療・介護を提供するという極めて高い公共性を有していることを踏まえ、社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税は現在非課税とされていますが、医療機関や保険薬局、介護サービス提供事業者の医療機器等の仕入れに係る消費税については課税扱いであるため、社会保険診療報酬や介護報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置を講じてきました。

しかしながら、一部の医療機関からは、社会保険診療報酬や介護報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない(いわゆる損税)状態になっているとの指摘もあります。

医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることや、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることなどを求めています。

(2) 環境省:子・孫への太陽光発電設備等の贈与に関する非課税措置の創設

環境省は、「低炭素化設備普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置」の創設を要望しました。我が国の個人金融資産は、祖父母世代である 60 歳以上の高齢者に偏在しており、その多くが預金として保有されていますが、資産保有層である高齢者は長期投資に消極的であります。

一方で、長期的に投資を回収可能な現役世代は保有資産が少なく、初期投資額の高さを嫌うため、結果として低炭素化設備(太陽光発電設備等)の導入が進んでおりません。

そこで、低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置を講じることで、高齢者が保有する金融資産等を有効活用し、家庭部門の低炭素化を促進させ、地球温暖化の防止を図ることを求めています。

平成 27 年度税制改正大綱は、本年 12 月中旬に自民、公明両党税調がまとめる予定となっており、その議論の動向が注目されております。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.48

発行日:平成 26 年 10 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号 赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務通信 3326 号
- 各省庁ホームページ 平成 27 年度税制改正要望事項

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務